

静岡県 週休2日推進工事（建築工事）実施要領

（目的）

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第2条 原則として、静岡県が発注するすべての建築工事（建築設備工事を含む）を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- （1） 施工に必要な実日数（実働日数）が30日以下と見込まれる工事
- （2） 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

（用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

（1） 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2） 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

（3） 現場閉所

一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事（以下、「関連工事」という。）を含めて、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

（4） 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいい、現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（発注）

第4条 発注方式は次のいずれかの方式とし、適用する発注方式に応じた特記仕様書（別紙1、2記載例）により対象工事である旨を明示する。なお、関連工事は同一の方式と

し、受注者希望型では契約後に全ての関連工事の受注者が合意した上で実施する。

(1) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事をいう。

当初より4週8休以上を前提に労務費を補正して発注し、4週8休に満たない場合は、第6条に基づき現場閉所の達成状況に応じて労務費を補正し契約を変更する。

(2) 受注者希望型

受注者が対象期間開始前に発注者に対して週休2日に取り組む（受注者希望型では4週6休以上で取り組むことを含む。）旨を協議したうえで取り組む工事をいう。

当初は週休2日推進に係る労務費の補正を行わずに発注し、4週6休以上となる場合は、第6条に基づき現場閉所の状況に応じて労務費を補正し契約を変更する。

(実施方法)

第5条 実施方法は次のとおりとする。

(1) 現場閉所の確認方法

ア 対象期間開始前

- ・「対象期間」の設定として、準備期間、後片付け期間及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受発注者間協議により設定する。
- ・受注者希望型の場合は、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。）を受発注者間協議により設定する。
- ・受注者は「現場閉所予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は週休2日（受注者希望型については取組レベルに応じた4週6休以上）が確保されていることを確認する。

イ 対象期間中

- ・工程計画の見直し等が生じた場合には、受注者はその都度「現場閉所予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は見直し後の計画を確認する。
- ・監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。

ウ 現場閉所率確認時

- ・受注者は、監督員による現場閉所の状況（実績）の確認のため実施工程表等に「現場閉所日」を記載し、監督員に提出する。
- ・監督員は、上記により確認した現場閉所の状況により現場閉所率を算出のうえ現場閉所率確認書（様式1）を作成し、受注者に交付する。なお、受注者希望型において現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、第6条、第7条及び第8条を適用する。

エ その他留意事項

- ・発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- ・受注者及び監督員は関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離又は分割で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(2) 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。特に新築工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(3) 入札参加者等への周知

本要領に基づく受注者の取組実施内容は、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

(費用の計上)

第6条 現場閉所の状況に応じて労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、費用の補正に係る具体の積算等の方法は、別に定める静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領による。

(工事成績評定点の加点)

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「各種取組による加点」項目で加点を行うものとする。

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

※評定点は、合計で100点を超えないものとする。

(達成証明)

第8条 本要領を適用して週休2日推進工事の対象とした工事において第5条(1)により4週6休以上の実施が確認された場合は、その達成状況を工事成績評定通知書により発注者から受注者に通知する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

現場閉所率確認書

建設工事名	
発注方式	発注者指定型 / 受注者希望型
対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (うち、対象外とした期間：)
取組レベル ※受注者希望型のみ	ア 4週8休以上 イ 4週7休以上4週8休未満 ウ 4週6休以上4週7休未満
現場閉所日数	◇◇ 日
対象期間日数	◆◆ 日
現場閉所率	$\frac{\text{現場閉所日数}}{\text{対象期間日数}} = \frac{\text{◇◇}}{\text{◆◆}} = \Delta\Delta.\Delta\%$ ※百分率小数点第2位以下切捨て表示
週休2日実施状況の判定	ア 4週8休以上 [現場閉所率 28.5%以上] イ 4週7休以上4週8休未満 [現場閉所率 25%以上 28.5%未満] ウ 4週6休以上4週7休未満 [現場閉所率 21.4%以上 25%未満] エ 4週6休未満 [現場閉所率 21.4%未満] ※受注者希望型は取組レベルを上限として判定

「静岡県週休2日推進工事（建築工事）実施要領」に基づき、上記のとおり現場閉所率を確認しました。

令和 年 月 日

総括監督員

□□事務所 ○○○○ 印

静岡県週休2日推進工事(建築工事)特記仕様書 [発注者指定型]

1 発注方式

本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日推進工事(発注者指定型)である。

2 週休2日の考え方

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事(以下、「関連工事」という。)を含めて、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(現場閉所日数/対象期間日数)をいい、現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 取組内容の設定

対象期間は、対象期間開始前の受発注者間協議により設定する。

4 現場閉所の確認

受注者は、対象期間開始前に週休2日取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得たうえで週休2日に取り組むものとする。対象期間開始後に工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出するほか、現場閉所率確認時には、実施工程表等に「現場閉所日」を記載し監督員に提出するものとする。

5 現場閉所率の算出

監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所日数を確認のうえ現場閉所率を算出する。

6 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離又は分割で発注した工事を含む)の調整を適切に実施する。

7 実施困難な場合の対応

受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

8 費用の計上

当初の予定価格の設定において、4週8休以上を前提に以下の(1)により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費。以下同じ。)を補正している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満に該当する場合は、以下の(2)または(3)の現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費を補正して工事費を算出し、請負代金額を減額変更する。また、4週6休に満たない場合については労務費補正分の全てを減額変更する。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 4週8休以上 | 補正係数 1.05 |
| (2) 4週7休以上4週8休未満 | 補正係数 1.03 |
| (3) 4週6休以上4週7休未満 | 補正係数 1.01 |

9 「関連工事」について

本工事において本特記仕様書による「関連工事」として扱う工事は以下のとおりである。

- ・令和 年度[第 ー ー 号]○○センター△△棟□□工事
- ・令和 年度[第 ー ー 号]○○センター△△棟☆☆工事

静岡県週休2日推進工事(建築工事)特記仕様書 [受注者希望型]

1 発注方式

本工事は、受注者が対象期間開始前に発注者に対して週休2日に取り組む(受注者希望型では4週6休以上で取り組むことを含む。以下同じ。)旨を協議したうえで工事を実施する週休2日推進工事(受注者希望型)である。

【分離発注工事ではない場合】

3～6項に基づいて週休2日に取り組む希望の有無を対象期間開始前に監督員に書面で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3～6項に規定する義務を負わない。

【分離発注工事の場合】

3～6項に基づいて週休2日に取り組むには、一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事(以下、「関連工事」という。)の全ての受注者が週休2日に取り組むことについて合意することが必要である。関連工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことの合意の成否について、各受注者は対象期間開始前に監督員に書面で報告するものとする。なお、週休2日に取り組むことについて合意しなかった場合、各受注者は3～6項に規定する義務を負わない。

2 週休2日の考え方

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、関連工事を含めて、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(現場閉所日数/対象期間日数)をいい、現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 取組内容の設定

対象期間及び取組レベル(「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下同じ。)は、対象期間開始前の受発注者間協議により設定する。

4 現場閉所の確認

受注者は、対象期間開始前に週休2日(受注者希望型では取組レベル以上)の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得たうえで週休2日に取り

組むものとする。対象期間開始後に工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出するほか、現場閉所率確認時には、実施工程表等に「現場閉所日」を記載し監督員に提出するものとする。

5 現場閉所率の算出

監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所日数を確認のうえ現場閉所率を算出する。なお、現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、7項を適用する。

6 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離又は分割で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

7 費用の計上

発注者は、以下の(1)から(3)までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して工事費を算出し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 4週8休以上 | 補正係数 1.05 |
| (2) 4週7休以上4週8休未満 | 補正係数 1.03 |
| (3) 4週6休以上4週7休未満 | 補正係数 1.01 |

8 「関連工事」について

本工事において本特記仕様書による「関連工事」として扱う工事は以下のとおりである。

- ・令和 年度[第 ー ー 号]〇〇センター△△棟□□工事
- ・令和 年度[第 ー ー 号]〇〇センター△△棟☆☆工事

静岡県 週休2日推進工事（建築工事）積算要領

静岡県週休2日推進工事（建築工事）実施要領を適用する工事の積算等は、以下による。

1 工事費の積算、契約方法等

(1) 発注者指定方式

当初の工事費は、4週8休以上を前提に労務費を補正して算出する。

現場閉所の状況を確認し、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満に該当する場合は、現場閉所の状況に応じて労務費を補正して工事費を算出し、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を減額変更する。また、4週6休に満たない場合については労務費補正分の全てを減額変更する。

(2) 受注者希望方式

当初の工事費は、週休2日推進に係る補正を行わずに算出する。

現場閉所の状況を確認後、現場閉所の状況に応じて労務費を補正して工事費を算出し、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組みることについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、変更の対象としない。

2 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価（静岡県）に以下の補正係数を乗じて補正する。

ア 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

1.05

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1.03

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1.01

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価等

市場単価及び補正市場単価は、建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、(1)ア、イ及びウの補正係数を用いて算出した以下の表A-1-2、表E-1-2及び表M-1-2の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。

なお、以下の表の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれていることに留意する。

【新営の市場単価等の場合】

$$\text{市場単価及び補正市場単価} \times \text{新営補正率} = \text{新営の基準単価}$$

【改修の市場単価等の場合】

$$\text{市場単価及び補正市場単価} \times \text{改修補正率} = \text{改修の基準補正単価}$$

表A-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.03	1.03	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
防水工事		1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)		1.04	1.17	1.02	1.16	1.01	1.14
石工事		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
タイル工事		1.03	1.14	1.02	1.13	1.01	1.11
木工事		1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
屋根及びびとい		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事		1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
左官工事		1.04	1.18	1.03	1.17	1.01	1.15
建具(ガラス)		1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)		1.04	1.19	1.03	1.17	1.01	1.16
塗装工事		1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
内外装工事		1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)		1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
ユニットその他		1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表E-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.04	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.06	1.01	1.05
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
電動機その他 接続材工事	金属製可とう電線管	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-1-2 市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21

(3) 見積価格等を参考として定める単価

製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考にして単価を設定する場合は、公共建築工事標準仕様書の施工条件（行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に施工しないことを原則とすること等）により見積依頼するため、当該単価は週休2日推進に係る補正の対象としない。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

Q 週休2日推進工事の目的は

A 建設業は全産業の平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況とされ、また、休日確保状況も4週間で4日程度とされています。

平成31年4月に施行された働き方改革関連法（改正労働基準法）により、建設業については5年の猶予の後、令和6年4月1日から、時間外労働の限度上限規制が罰則付きで適用されるほか、建設産業の担い手確保の観点から週休2日制の定着が強く求められています。

静岡県では、令和2年4月から原則として全ての土木工事、農地・森林工事及び建築工事を「週休2日推進工事」として発注し、その中で取組実績に応じた付加的要素を設定し、建設業界の週休2日定着に向けた環境づくりを推進します。

Q 週休2日推進のために設定する付加的要素の内容は

A 以下のとおり取組実績（4週8休以上、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満）に応じた付加的要素を設定します。

- 1) 工事費積算において、労務費分を補正割増 ※見積を参考として算定する単価を除く
- 2) 工事成績評定の対象となる工事で、実績に応じて加点評価
- 3) 以後の総合評価落札方式入札で、取組実績を加点評価 ※総合評価活用がドライで対応予定

Q 費用補正の方法は

A 発注者指定型：当初より4週8休以上を前提に労務費を補正して発注し、4週8休に満たない場合は、現場閉所の状況に応じて労務費を補正し減額変更します。

受注者希望型：当初は週休2日推進に係る労務費の補正を行わずに発注し、4週6休以上となる場合は、現場閉所の状況に応じて労務費を補正し増額変更します。

Q 労務費を補正する目的は

A 建設業では日給月給で働く労働者が多く、例えば日曜のみを休日としていた方は週休2日とした場合には労働日数が年間で数十日減少し、その日当減額は生活に大きく影響します。このため、週休2日制を推進するためには月給制への転換促進や休業補償のための費用など、労務に関する資金面でのバックアップが必要であり、そのために公共工事で率先して取り組むものです。

Q 週休2日を目指すのに4週7休、4週6休を評価する理由は

A 建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要です。このため、最終的には4週8休以上の現場閉所による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた評価に基づく付加的要素を設定することで、建設現場の週休2日の実現を推進します。

Q 実施状況が良くない場合はペナルティがあるか

A 費用補正：最終的に4週6休に満たない場合でも、割増が無い通常の積算としますので、通常よ

り低い金額にはなりません。（発注者指定では発注時に最も高い補正率で割増するため、通常の積算への減額となります。）

成績評定：最終的に4週6休に満たない場合でも、減点はいりません。ただし、従前からの評定項目である「休日・代休の確保を行っている。」については、当初の取組内容（工程計画）を前提とした判断となります。

Q 分離発注では多くの調整が必要だが、なぜ一緒に取り組むのか

A 週休2日推進工事は、建設業界全体で労働環境が改善されることを目的としています。このため、一つの工事現場において工種毎等で分離発注する場合には、現場全体で取組みを進め、一部の受注者がしわ寄せを受けることの無いよう関係者間の協力体制を構築してください。

Q 費用補正の対象が土木工事と異なる理由は

A 建築工事では労務費のみが補正の対象ですが、土木工事では労務費の他に共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）も対象となっています。

建築工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じで算出することになっていることから、これらの経費については週休2日（現場閉所）を前提とした工期で設定するため補正を行いません。また、機械経費（賃料）については、工事ごとの施工条件に即した日数により発注者の積算が行われるため、補正を行いません。

Q 見積で積算する部分が補正対象にならないのはなぜか

A 発注者側積算で専門工事業者等から徴収する見積価格（建設現場での労務を含む価格）を参考として設計単価を設定する場合には、公共建築工事標準仕様書の施工条件（土日祝、年末年始休工）を前提とした価格を参考とするため、週休2日の補正を行う対象にはなりません。

Q 受注者希望型の場合、当初の手続きの方法は

A 契約後直ちに以下により進め、対象期間開始前までに手続きを完了してください。

1) 取組み希望の有無を受注者から発注者へ書面報告

※分離発注の場合は、「関連工事」受注者との合意の成否も併記

2) 取組内容の設定について受発注者間協議

・対象期間（準備期間、後片付け期間、夏季休暇、工場製作のみを実施する期間 等）

・取組レベル（4週8休以上／4週7休以上4週8休未満／4週6休以上4週7休未満）

3) 取組内容を踏まえて「現場閉所予定日」を記載した実施工程表等を作成して提出

※速やかに準備が整えば、全てを一括して「協議」として進めても構いません。

Q 現場閉所の実施状況をどのように確認するのか

A 対象期間中は、監督員は受注者から随時提出を受ける実施工程表（月間、週間等）等により、現場閉所の取組み状況を把握します。また、最終的な実績（見込み）確認のため、監督員は受注者から現場閉所日が記載された実施工程表等（工事記録簿でも可）の提出を受け、その記載内容を確認

して現場閉所率を算出します。

Q 週休2日を理由に工期延長できるか

A 工期延長を請求できるのは、請負契約約款第21条の「受注者の責めに帰すことができない事由」が生じた場合に限られるため、週休2日を理由に工期延長することはできません。

Q 対象期間外となる「準備期間」「後片付け期間」「年末年始休暇」「夏季休暇」の設定方法は

A 準備期間：契約工期の初日（着手）から現場に継続的に常駐を始める前までの期間であり、現場事務所の設置や現場代理人による現地測量等の期間を含みます。

※分離発注の場合は、契約毎に準備期間が異なる場合が考えられます。

後片付け期間：工事の完成に当たり、建築物等の内外又は当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う期間であり、足場、現場事務所等の仮設物を撤去する期間や自主検査・官庁検査（建築、消防等）は含みません。なお、これに該当する期間が1日に満たない場合は、後片付け期間の設定は不要です。

年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）

：時期は限定していません。指定日数以内で適宜設定してください。

Q 平日に天候不良等で予定の作業ができず、工程を変更して土日祝日に振り替えた場合は

A 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含みます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。

Q その建設現場以外（受注者の社屋等）で勤務した場合の扱いは

A 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。

Q 「週休2日」と「曜日」「祝日」の関係はどうか

A 週休2日推進工事は、7日につき2日の割合で現場閉所することで建設工事の週休2日を推進し、その労働環境を改善することを目的としています。このため、現場閉所率算定において曜日や祝日は関係しません。

ただし、公共建築工事標準仕様書で行政機関の休日に施工しないことを原則としているため、設計図書で特に指定する場合等を除き、この原則を踏まえた工程計画が必要です。

※行政機関の休日：土日祝日及び12月29日から翌年1月3日まで

Q 現場閉所率は1週間や4週間で区切って計算するのか

A この取組では週休2日定着のために4週8休、4週7休、4週6休という段階を設けていますが、現場閉所率の算定においては週、月といった単位に関係なく対象期間全体で（現場閉所日数）÷（対象期間日数）にて算出します。

Q 分離発注ではどのような進め方になるか

A 週休2日定着のため、「一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事」（以下、「関連工事」）については、工事現場全体で週休2日に取り組みます。具体的な対象としては、同一の建築物に係る建築、電気設備、機械設備等を分離発注する場合等が想定されます。週休2日推進工事の特記仕様書で「関連工事」が示された場合は、以下のとおり進めます。

1) 取組み希望【受注者希望型のみ】

あらかじめ「関連工事」受注者間で合意の上、発注者に取組み希望の有無を書面報告します。

2) 対象期間

契約ごとに契約日や準備期間が異なる場合が考えられますので、契約毎にそれぞれ現場に継続的に常駐する最初の日を対象期間開始日とします。ただし、対象期間最終日については原則としてすべての「関連工事」で同日とします。

3) 取組レベル【受注者希望型のみ】

取組レベルは「関連工事」間で現場閉所日をそろえるため、同じとなるのが基本です。ただし、対象期間日数の違いによって計算上異なる範囲となる場合は、この限りではありません。

4) 日ごとの現場閉所

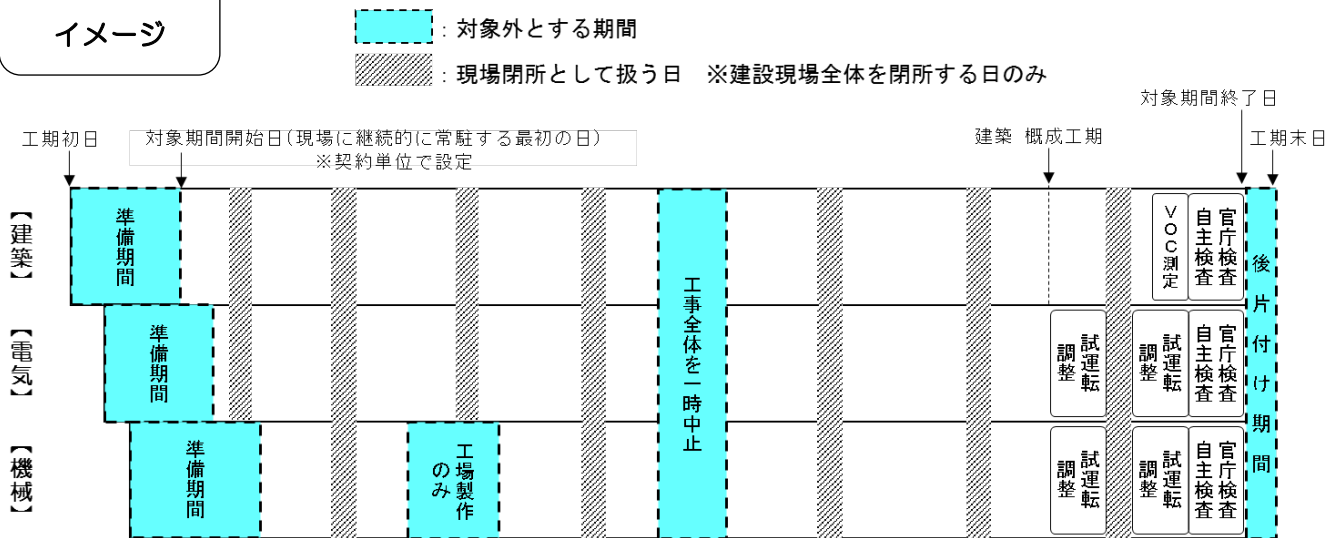
その日が現場閉所日であるかは、「関連工事」を含めた現場全体の状況で判定します。このため、日ごとには「関連工事」の全てで同じ判定となります。※その日が対象期間外の工事を除く

5) 現場閉所率

現場閉所率は契約ごとに(現場閉所日数)÷(対象期間日数)で計算し、その計算結果で判定します。このため、判定結果は「関連工事」同士でも契約ごとに異なる場合があります。その場合にはそれぞれの判定結果に基づいて労務費補正の積算及び工事成績評定を行います。

分離発注のイメージ

【一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事】



着手前に、受注者間合意のうえ発注者と協議
※受注者希望の場合

日ごとの現場閉所の判定は関連工事ですらえるため、通常は全ての工事で同日数
ただし、上記例では機械のみ少ない

契約毎に判定

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{現場閉所日数}}{\text{対象期間日数}} = \frac{\text{現場閉所日数}}{\text{全体工期日数} - \text{対象外期間日数}}$$

28.5%～ : 4週8休
25.0%～ : 4週7休
21.4%～ : 4週6休
21.4%未満 : 未達成

労務費を補正
成績評定に加点
総合評価で活用